

乙部町障害者活躍推進計画

機関名	乙部町
任命権者	乙部町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
乙部町における障害者雇用に関する課題	これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害のある職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用率:当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 任免状況通報により確認
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年度末に人事記録を元に把握
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知する。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、公共職業安定所に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④ その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。